

## 藤田学園 P S A 規程医学部施行細則

平成15年規程第 4 号

施行 平成15年 3 月17日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この施行細則は、藤田学園 P S A 規程（以下、規程という）第 3 条第 3 項に基づき、藤田医科大学医学部における P S A 活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員会)

第 2 条 規程第 3 条第 1 項に基づき、藤田医科大学医学部 P S A 委員会（以下、委員会という）を置く。

### (委員会の構成)

- 第 3 条 P S A 委員長（以下、委員長という）は、学生指導委員長をもって充てる。
2. P S A 委員（以下、委員という）は、教職員委員及び学生委員により構成する。
  3. 教職員委員は、学部長と委員長が協議し、教職員の中から十数名を選出する。
  4. 学生委員は、原則として学年委員が兼任するほか、委員長が推薦する学生があるときは、当該学生を加えることができる。
  5. 委員の任期は当該年度内とし、再任を妨げない。

### (委員会の活動)

- 第 4 条 委員会は、原則として定期的に委員長が招集し、規程第 2 条各号に掲げる事項について協議、実践する。なお、委員会には、委員長の指名する大学事務局学務部の事務職員も陪席することができる。
2. 委員長は、前項に定める委員会のほか、必要に応じて、教職員委員のみ又は学生委員のみによる委員会を開催することができる。
  3. 委員会の活動は、医学部の他の委員会等と協力して行う。
  4. 委員長は藤田学園 P S A 運営連絡会及び医学部教授会に対し、委員会の主たる活動状況を報告する。

### (事務)

第 5 条 この施行細則に関する事務は、大学事務局学務部医学部学務課が行う。

### (改正)

第 6 条 この施行細則の改正は、学生部連絡会の議を経て、学長の決定による。

附則

1. この施行細則は、平成15年3月17日から施行する。
2. 平成20年4月1日一部改正
3. 平成25年4月1日一部改正
4. 平成30年10月10日一部改正
5. 令和2年4月1日一部改正